

# 宿 泊 約 款

## 第1条 適用範囲

- 1、当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2、当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条 宿泊契約の申し込み

- 1、当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として当館の基本料金表による)
  - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2、宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 3、インターネットからのご予約の場合、必要事項の記入漏れ、記入内容が事実と異なる場合は予約が無効になることもあります。

## 第3条 宿泊契約の成立時

- 1、宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 3、申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4、第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1、前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

- 1、当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

- (5) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力・脅迫・恐喝等、威圧的な不当行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。

## 第6条 宿泊客の契約解除権

- 1、宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2、当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。))は、別表1に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3、当館は宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後10時(予め到着予定時間が明示されている場合は、午前0時を限度に、その予定時間を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当館の契約解除権

- 1、当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が第12条第2項による支払を行わないとき
  - (2) 宿泊客が第8条第1項の求めに応じないとき
  - (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
  - (4) 宿泊申込の人数より多く宿泊又は利用しようとするとき
  - (5) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
  - (7) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき
  - (8) 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
  - (9) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
  - (10) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
  - (11) 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(12)宿泊客が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力・脅迫・恐喝等、威圧的な不当行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき

(13)寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき

#### 第8条 宿泊の登録

1、宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) その他当館が必要と認める事項

#### 第9条 客室の使用時間

1、宿泊客が当館の客室を利用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2、当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。ただし、客室使用に余裕がない場合は、宿泊客から申し出があっても断ることもあります。

- (1)午後3時まで 1時間毎1室1,000円(税込)
- (2)午後3時以降 室料金の全額

#### 第10条 利用規約の遵守

1、宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規約に従っていただきます。

#### 第11条 営業時間

- 1、当館の施設等の営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で案内いたします。
- 2、前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### 第12条 料金の支払い

- 1、宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳等は、当館の宿泊料金表によります。
- 2、前項の宿泊料金の支払いは、原則宿泊予約日の3営業日前までに当館指定の口座に通貨により全額を振り込んでいただきます。(入湯税はチェックイン時にいただきます。)振り込み手数料は宿泊客のご負担となります。ただし、直前のご予約等やむを得ない事由に限っては、宿泊客の到着又は出発の際、フロントにおいて行っていただきます。
- 3、前項の宿泊料金の支払いは、通貨のみとし、クレジットカード、旅行小切手、宿泊券等通貨に代わり得るものでの支払いはできません。
- 4、前項の宿泊料金清算が履行されない場合、宿泊登録、宿泊に伴うサービス、宿泊延長申し出等は受付できません。
- 5、当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 6、当館が朝食・昼食・夕食付、又は付帯サービスをつけた宿泊プランの場合、宿泊客が任意に喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

#### 第13条 当館の責任

1、当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそ

れらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときはこの限りではありません。

2、当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第14条 契約した客数の提供が出来ないときの取り扱い

1、当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

#### 第15条 寄託物等の取り扱い

1、当館での滞在中、現金ならびに貴重品は客室の金庫に保管してください。そうされない場合、宿泊客の現金と貴重品の損失、損害または窃盗に関して責任を負いかねます。

#### 第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1、宿泊客の手荷物(現金ならびに貴重品はお預かりいたしません)が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2、宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見した日から一定期間当館で保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

3、前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

#### 第17条 駐車場の責任

1、宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

#### 第18条 宿泊客の責任

1、宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該施設客は当館に対してその損害を賠償していただきます。

#### 第18条 違約金規定

1、当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、下記に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(別表1)

契約解除日	基本宿泊料金に対する違約金比率
不泊	100%
当日	50%
前日	30%
2~3日前	20%